

第1章 計画の策定

1 策定の趣旨

広島県では、「循環型社会¹と低炭素社会²の一体的実現」に向けた取組を、県民、事業者、NPO等の関係団体及び行政等の各主体が連携・協働して進めていくため、平成23年3月、「第3次広島県廃棄物処理計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、廃棄物の減量化や各種の廃棄物対策に取り組んできました。

その結果、産業廃棄物の排出量の削減等については、平成27年度の目標達成が見込まれるなど一定の成果がありました。一般廃棄物の排出抑制や減量化については、目標達成が困難な状況にあります。

本県でも4人に1人が65歳以上の高齢者となるなど、高齢化が進むとともに、単身世帯の増加やライフスタイルの変化に伴い、廃棄物の種類や排出形態も変わってきています。

そのほか、市町の広域合併後の廃棄物処理体制の変化やごみ処理施設の老朽化等を踏まえて、今後の廃棄物処理体制の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

循環型社会の実現を目指すに当たっては、今後とも、廃棄物の減量化・リサイクルの推進や処理施設の確保、不法投棄をはじめとする廃棄物の不適正処理への対応などについてこれまでの取組を継続するとともに、社会環境の変化に伴う新たな課題への適切かつ柔軟な対応が求められています。

一方、地球規模では、人口増加や経済規模の拡大などによる資源供給の制約に加え、温室効果ガスがもたらす気候変動による日常生活や生態系への悪影響が深刻さを増すなどの状況にあるため、将来世代にも継承することができる持続可能な社会づくりをするためには、有用資源を循環利用することにより天然資源の消費が抑制された「循環型社会」の実現に向けた取組とともに、廃棄物のエネルギー利用など「低炭素社会」の構築に向けた取組も併せて進めることが重要です。

また、平成26年8月の広島市土砂災害など、近年、気象災害が全国で頻発しています。

これらの災害では、多量の災害廃棄物が発生し、災害廃棄物処理対策に関する様々な課題が明らかになっており、改めて「平素からの備え」の重要性が認識されたところです。

こうした気象災害の多発や、将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応するため、円滑かつ迅速に災害廃棄物の適正処理や再生利用ができる廃棄物処理体制の確立が重要となっています。

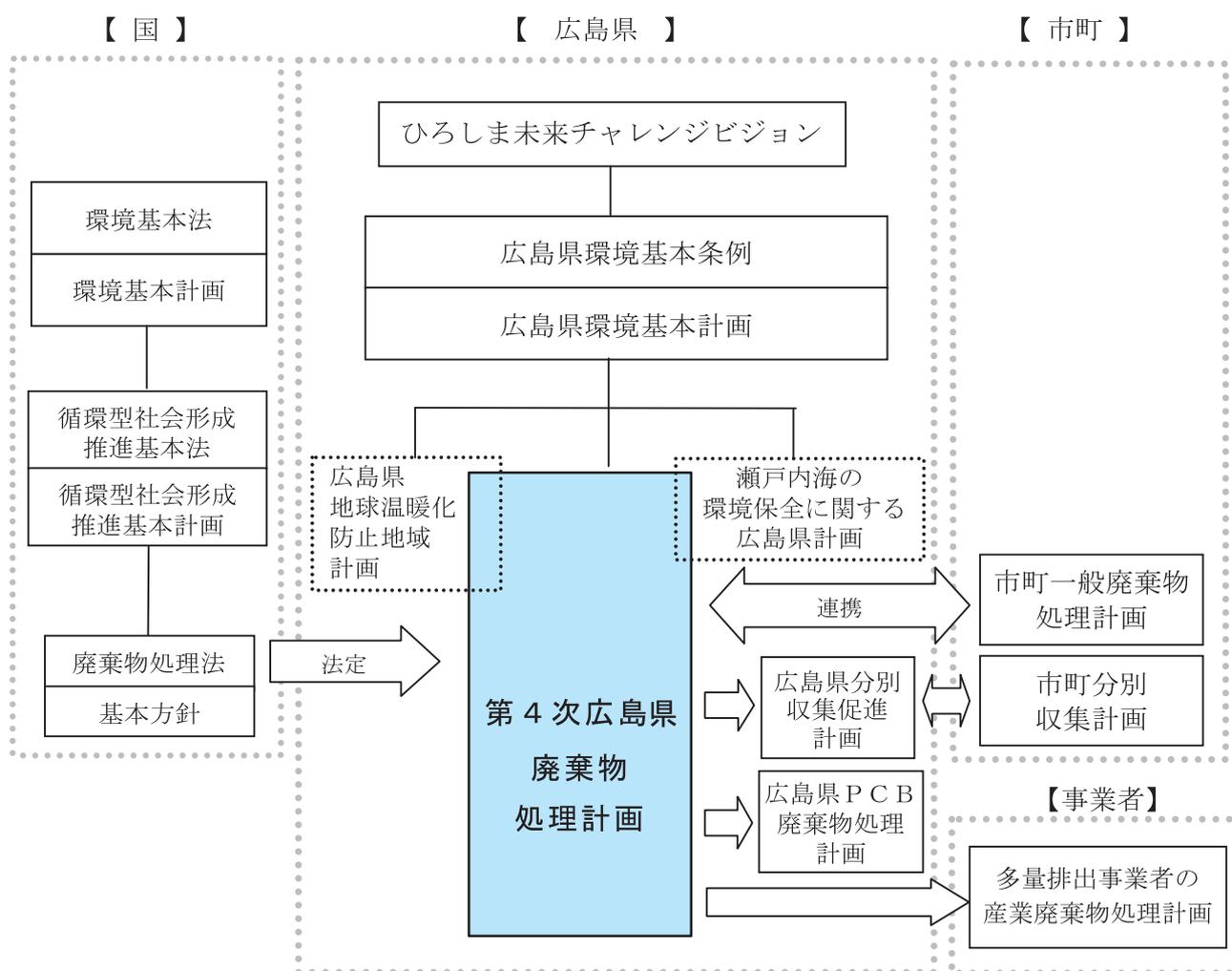
このように、廃棄物処理を取り巻く状況は年々変化しており、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理などを徹底し、循環型社会を実現させるためには、県民、事業者、NPO等の関係団体及び行政等の各主体が連携・協働して取り組むことによって相乗効果を発揮することが大切です。

こうした状況を踏まえ、第3次計画におけるこれまでの取組を評価した上で、関係法令の改正の動向や国の方針などを注視し、上位計画である広島県環境基本計画の下で循環型社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、第4次広島県廃棄物処理計画（以下「第4次計画」という。）を策定しました。

1 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
2 低炭素社会：二酸化炭素等温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会のこと。

2 計画の位置付け

- この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づく法定計画です。
- 廃棄物処理法第5条の2に基づく国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即したものであり、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）や各種リサイクル法の趣旨を踏まえたものです。
- また、広島県環境基本計画に掲げた循環型社会の実現を図るための、本県の廃棄物対策の基本となる計画であり、県民・事業者・廃棄物処理業者・市町・県がそれぞれの役割を果たし、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進する指針とします。



3 目指すべき循環型社会の姿

○ 基本理念

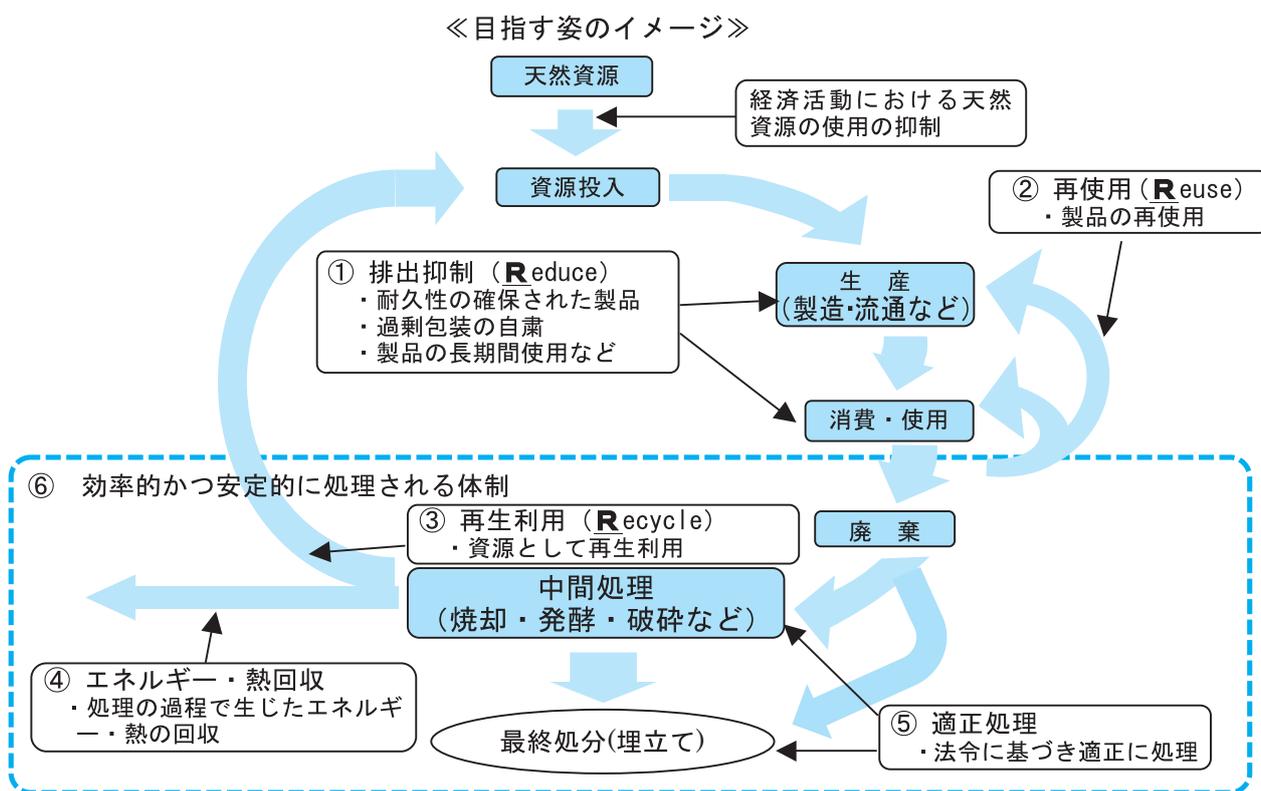
循環型社会と低炭素社会の一体的実現

～効率的、安定的な廃棄物処理体制の構築を目指して～

○ 目指す姿

基本理念の実現に向け、次の優先順位で取り組み、廃棄物が、⑥効率的かつ安定的に処理される体制が構築されている。

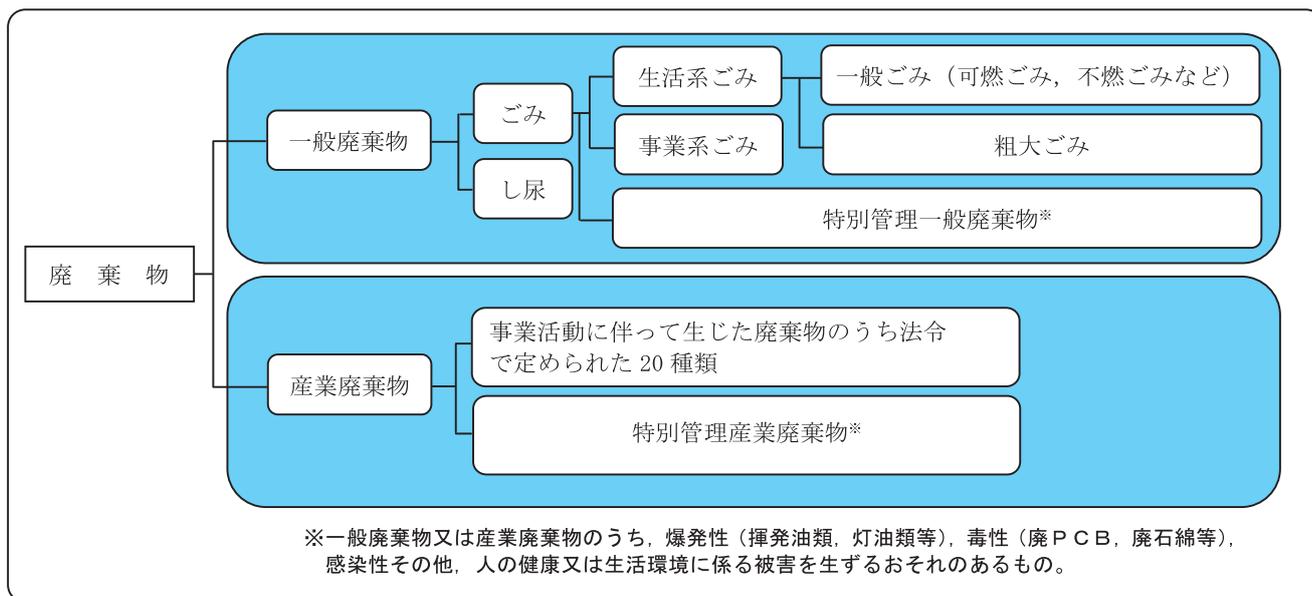
- 1 廃棄物の発生を限りなく少なくするため、3Rのうち2R（①排出抑制、②再使用）を優先して進める。
- 2 排出された廃棄物を資源として③再生利用する。
- 3 再生利用できない廃棄物は、焼却等の中間処理の過程で生じた④エネルギー・熱回収を図る。
- 4 ⑤廃棄物は適正に処理した上で、最終処分（埋立て）を行う。



※上の図は、目指すべき循環型社会において、天然資源が最終的に埋立処分等されるまでの、資源循環フローです。

4 計画の対象

この計画は、廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物を対象とします。



5 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、平成32年度を目標年度とします。

6 廃棄物処理計画と市町計画との関係

- 市町は、廃棄物処理法により、区域内の一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理するために必要な措置を講ずるよう努める責務を負っています。このため、市町は、一般廃棄物処理の基本となる一般廃棄物処理計画や、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく分別収集計画を策定し、一般廃棄物の処理やリサイクルなどに取り組むこととされています。
- 県が策定する廃棄物処理計画は、市町がこうした取組を計画的・効果的に進めていくための基本的な方向を示すものです。